

入札結果報告

単位:円

物 品 番 号	令和2年度 長契第57号
物 品 名 称	ロータリー除雪車
納 入 場 所	別紙仕様書のとおり
履 行 期 間 (納 入 期 限)	契約締結日の翌日から ——日間 令和3年3月19日まで
入 札 日 時	令和2年6月19日 午前11時30分 執行
入 札 場 所	長浜市役所本庁舎5階5-A会議室

No.	業 者 名	第1回 入札額	順 位	第2回 入札額	順 位	第3回 入札額	順 位
1	彦根相互トラック(株)	46,649,570	1	落札			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額である。

ロータリー除雪車 仕様書

【機体：2.2m級、ロータリー幅2.6m】

令和2年度

長 浜 市

ロータリー除雪車【機体：2.2m級、ロータリー幅2.6m】仕様書

第1章 概要

この仕様書は、ロータリー除雪車【機体：2.2m級、ロータリー幅2.6m】に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む。）「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については長浜市（以下「発注者」という）と物品供給者（以下「供給者」という）が協議のうえ決定するものとする。

第2章 仕様

1. 性能

(1) 最大除雪量	2,900 t/h	以上
(2) 投雪距離	45m	以上
(3) 最大除雪幅	2,600 mm	
(4) 最大除雪高	1,700 mm	以上
(5) 最大走行速度	40 km/h	以上
(6) 騒音レベル	85 dB(A)	以下

(運転員耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて)

2. 主要諸元

(1) 全長（除雪装置地上、ストレート時）	8,000 mm	以下
(2) 全幅（除雪装置含む）	2,600 mm	
（除雪装置除く）	2,200 mm	以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで）	3,600 mm	以下
(4) 最低地上高	250 mm	以上
(5) 車両総重量	15,000 kg	以下
(6) 最小回転半径（最外側車輪中心）	6.8 m	以下
(7) 乗車定員	2 人	

3. 車体

(1) 機関		
形式	水冷、ディーゼル機関	
定格出力		250 kW 以上

- (2) 駆動方式
 - 形式 総輪駆動式
- (3) タイヤ
 - 形式 スノータイヤ
- (4) かじ取装置
 - 形式 車体屈折式
- (5) 運転室
 - 構造 全鋼製密閉形
 - 窓 (前)熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付
(後)冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

- (1) 形式 2ステージ形、ロータリー除雪装置
油圧式チップバック装置付
- (2) 構成 オーガ・ブロワ・放出角可変型ブロワケース・伸縮起倒式シュート
- (3) 能力
 - ブロワ放出角度 右 40度～左 60度 以上
 - シュート旋回角度 360度
 - シュート高さ 4,200mm 以上
 - チルト角度 左右各 5度 以上
 - シュー 除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること。
 - 安全装置 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、(シャープピンの切断、油圧クラッチ自動切断等により) 除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。
また、シュート・ブロワケースの誤作動防止スイッチやオーガ空転防止装置も設けること。
 - その他 ブロワケース、シュート系統、装置チルトは油圧作動とする。
- (4) 操作方式 ジョイスティックレバーによる操作

5. 計器類

- (1) 速度計又は機関回転計 1式
- (2) 燃料計 1式
- (3) アワーメータ 1式
- (4) 油温計又は油温警告灯 1式
- (5) 水温計 1式
- (6) 充電警告灯 1式
- (7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1式

6. 照明装置類

- (1) 前方作業灯 2灯以上
- (2) 後方作業灯 1灯以上

- | | | |
|----------------|------------|----|
| (3) 黄色灯火（散光式） | 全幅 400mm以上 | 1式 |
| (4) キャブ上作業灯 | | 1式 |
| (5) その他標準照明装置類 | | 1式 |

7. 付属装置及び付属品

- | | | |
|--------------------------------|--|----|
| (1) メインスイッチ（バッテリー消耗防止） | | 1式 |
| (2) バックブザー | | 1式 |
| (3) エアコン | | 1式 |
| (4) ウインドウォッシャー | | 1式 |
| (5) 標識板（300×570mm以上、車体後部取付） | | 1式 |
| (6) 床マット | | 1式 |
| (7) アンダーミラー（後） | | 1式 |
| (8) 後方確認カメラ&モニタ | | 1式 |
| (9) シガーソケット | | 1式 |
| (10) タイヤチェーン（H型としワイヤー式チェーンバンド） | | 6本 |
| (11) 雪切板 | | |
| (12) 標準付属工具 | | 1式 |
| (13) 取扱説明書 | | 1部 |
| (14) 部品表 | | 1部 |
| (15) 履歴簿 | | 1部 |

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

第3章 検 査

納入検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は供給者において準備するものとする。

第4章 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、供給者は無償修理を行わなければならない。但し、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と供給者が協議のうえ、供給者に無償修理を行わせることがある。

第5章 その他の事項

1. 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

2. 灯火の取付け方法の指定

黄色灯火の取付け方法は、次のとおりとする。

(1) 黄色灯火の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付け部分に必要な補強を行うものとする。

3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

4. 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については供給者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は供給者の負担とする。

5. 下取り車両について

(1) 下取り車両は次のとおり

昭和61年式 ニッセキ ロータリー除雪車（HTR201）1式

(2) 現車確認については、長浜市北部振興局建設課に連絡のうえ行うこと。

(3) 引き渡し後、速やかに名義変更または抹消登録を行い、これを確認できる公式文書を提出すること。

6. 文字入れについて

車両本体に記入する文字

「令和2年度 社会資本整備総合交付金事業」

市章 自治体名 建設機械番号

記入場所、文字の大きさ等については、発注者と協議の上、決定する。

7. 入札金額について

入札書に記載する金額は、付属装置及び付属品を含めた納入機価格に運送費、車検費等の付帯費用及び自動車損害賠償責任保険料（25ヶ月分）を加算した消費税及び地方消費税込みの金額とする。【付帯費用、法定費用を含む税込総額】

8. 納品場所

長浜市役所余呉支所（長浜市余呉町中之郷2434）

9. 納入期限

令和3年3月19日（金）

※上記5.の下取り車両の名義変更または抹消登録までを、納入期限内に完了すること。

10. 仕様確認について

(1) 入札参加申請書の提出時に、別紙「仕様確認書」に納入車両の性能・諸元が確認できるカタログ等を添付し提出すること。

ア 提出期限 令和2年6月10日（水）午後5時まで（市の休日は除く）

イ 提出先 長浜市役所 総務部 契約検査課（本庁舎5階）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

ウ 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、提出期限必着）

11. 質問等について

(1) 質問がある場合には、その旨を記載した書面（様式自由）により次のとおり提

出すること。

ア 提出期限 令和2年6月4日(木)午後1時まで(市の休日は除く)

イ 提出先 長浜市役所 総務部 契約検査課

電話：0749-65-6507

FAX：0749-65-6580

ウ 提出方法 FAXで送信すること。(FAX以外の方法は受け付けない。)

なお、FAXを送信した後には、必ず契約検査課あてに確認の電話をすること。

(2) 質問があった場合の回答は、次のとおりとする。

ア 掲示場所 長浜市ホームページ

<https://www.city.nagahama.lg.jp/category/4-10-12-0-0.html>

イ 質問回答日 令和2年6月8日(月)午後1時以降

12. 問合せ先

長浜市役所 総務部 契約検査課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6507

FAX：0749-65-6580